

平成 19 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 19 年 9 月 26 日（水曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

2 番 伊藤 功一郎 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

会計管理者(兼)会計課長 大友 辰夫

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鶴田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長 (阿部五一)

おはようございます。

本議会も終盤になりました。きょうから一般質問になりますが、きょうは傍聴の方、たくさんおいでになっております。しっかりと頑張ってみましょう。よろしくお祈りを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において吉田瑞生議員及び相澤耀司議員を指名いたします。

○議長（阿部五一）

この際、御報告申し上げます。

2 番伊藤功一郎議員から本日の会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、毎回のことでありますけれども、質問者及び回答者は簡潔に要領よく発言をし、議事の進行に協力をお願いいたします。

18 番昌浦泰已議員の登壇を許します。

（18 番 昌浦泰已議員登壇）

○18 番（昌浦泰已議員）

私の質問は、自治基本条例についてであります。

法令番号平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という法律名ですが、長い名称のため一般的には「地方分権一括法」という略称で呼ばれています。平成 12 年 4 月に施行され、改正地方自治法を中心に、合計 475 本に及ぶ膨大な法改正でした。

この改正法で、国と地方自治体の関係が、従来の「上下・主従」から「対等・協力」関係に転換されました。ちょうど私は、平成 12 年 4 月末で議員生活 9 年目が終わろうとする時期で、地方自治法がコペルニクス的転回で改正されたことで、私は真の意味で地方が国の

支配から脱して地方政府としての自治が始まること、また地方が元気に住民主体のまちづくりができることを大いに喜びました。

この改正法の最大の特色は、機関委任事務の廃止でした。今まで国が何かにつけ地方自治体につけてきた足かせのような存在の関与も廃止・縮小されました。国による地方自治体への必置規制も廃止・緩和されて、機関委任事務に基づきやたらと出されていた国から地方自治体への通達も廃止されました。

しかしながら、私の喜びもつかの間でした。

地方自治体の位置づけが、それまでの国の下請機関であったのが国と対等な地方政府へと変わったことは、地方政府である本市は、多賀城に住み、働き、活動する市民の皆様の視点から地域の事情や特色をとらえ直し、市民のニーズに即した行政の再構築を図る必要があること。市民は市民で、自分たちが住む多賀城の将来像を自分たちでデザインを描き、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めていく権利と責任が課せられたことにはほかならないこと。そして、時代の変化に対応し、行政も市民も自己責任と自己決定に基づく自治体運営を進めていかなければならないことに気がつきました。

その後、国から地方自治体への権限移譲はごくわずかで、税財源の移譲も、私の思いとしてはいま一つどころか、いま三つの感で推移していることは残念でなりません。俗な例えで言うならば、金持ちで世話好き過ぎたお父さん役の国が放蕩の末に借金がふえたので、急に子供役の地方自治体に、きょうからは皆成人なんだから独自の道を歩みなさいと突き放してはみたものの、子供に金や権限を与えては威厳がなくなると、必死に財布のひもを両手でつかんでいて、各種の権利証を与えて見せはしても、まだ若いからと懐にしまい込んでいる身勝手な親の役を国が演じているようでもありません。

さて、近年、まちづくりへの市民参加やボランティア、NPO等による地域活動が活発化し、地域の問題は自分たちで解決していこうという市民の自治意識が高じてきています。また、地方自治体でも厳しい財政状況の中で、行財政改革によりぜい肉をそぎ落とし、一方アウトソーシング化を進めるなど小さな政府への構造変換を余儀なくされているようです。

参加と協働による新しい自治のあり方を模索し始める自治体が数多くなり、本市もその例に漏れません。今までの、国が計画指導し自治体が唯々諾々として行ってきた行政主導の公共サービスから、市民の参加と協働による地域力の再生と強化発展、さまざまな主体が公共サービスを提供する新しい公共の創造が本市の大きな課題となってきました。

平成19年9月5日午後に議員への説明会が開催されました。六つあった説明事項の最初に、「史都そして詩都 多賀城創造プラン」について説明がありました。一通りの説明を聞いて、私の胸には大きな違和感が生じてきました。確かに立派なプランであり、これから本市が進むべき目標も示されています。なのに、なぜ違和感があるのか。自問して導き出された答えは、プランという戦術の羅列はあっても戦略がないことに気づきました。「史都そして詩都 多賀城創造プラン」2ページの最上段に、まちづくりの基本方針が書かれています。長い引用になりますが、全文読んでみたいと思います。

まちづくりの基本方針。地方分権の進展により、住民に最も身近な行政機関である市町村の権限が強化され、自主的なまちづくりを進めていくことが可能になりました。これはまさに、「自分達が住む地域のことは自分達で考え行動していく」という住民自治の時代が到来したとすることができます。市民主体の市政を作り上げるためには、「市民の皆様一人ひとりがより良いまちの姿を考え、その実現を目指して主体的に行動できる環境を構築すること」と、「市役所自身が、限られた資源の中で、より効果的な戦略を組み立てる

ことができる政策官庁に変革すること」が必要です。私達は、その実現を目指し、皆様との対話をより一層深めながら、以下の施策を実行してまいります。

と書かれております。

「市民の皆様一人ひとりがよりよいまちの姿を考え、その実現を目指して主体的に行動できる環境を構築すること」に必要なのは、市民の皆様との対話をより一層深めながら以下の施策を実行していく前に、多賀城市自治基本条例の制定が、私は必要かつ不可欠であると考えます。それが戦略であると私は考えます。

自治基本条例は、自分たちのまち、地域社会と言いかえてもよいでしょう、をどのように構築していくか、地域を構成するメンバーが互いに守っていく基本ルールを文章化したものです。この条例は、多賀城市という地域単位において物事を考えたり決めたりする前に、だれがどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める自治の基本ルールであります。「自治体の憲法」「条例中の条例」とも言われています。

「史都そして詩都多賀城創造プラン」のまちづくりの基本方針の中にある。

まさに「自分たちが住む地域のことは自分たちで考え行動していく」という住民自治の時代が到来した今、自治の主役である市民の皆様のご権利と義務、市民の方から負託を受けた市長と市議会の責務と役割を明確にし、参加と協働を柱とする自治の理念と仕組みを定めるのが自治基本条例であります。

そして、自治基本条例は、自治に関する基本的な制度や規定は地方自治法等国の法令で定められていますが、今までの国が定めた基本原則を地方政府を構成する市民の視点からとらえ直す自治の再定義、それとともに国の法令に規定されていない多賀城市の現状に合った自治の原則を新たに盛り込むこと、自治の新定義がなされ、本市における自治の体系が条文に示されます。市民の方々との協働で自治体の憲法である多賀城市自治基本条例の制定がなされたとき、市役所自身が政策官庁に変革された一つの証左と言えるでしょう。

参加と協働を柱とする自治の理念と仕組みを定めた条例なしでは、市民はどのように行動することがベストなのか判断がつかないと思います。明確な行動指針が示されることが、今最も重要ではないでしょうか。

以前に、議員に説明のあった緊急再生戦略構築のための取り組み指針の中で、実施目標年次が平成 18 年度中に市民並びに職員に表明を予定されていた自立経営都市宣言は、いまだ表明されていません。そうであるならば、今まで私がおの重要性並びに必要性を述べてきた自治基本条例を優先すべきであると言わざるを得ません。

この際、本市の自治基本条例制定に向け、市民とのタイアップで作業を進めてはどうか。決して遅いわけではありません。

私の手元に、大阪府大東市の自治基本条例があります。大東市は、市民に市政運営のあり方をわかりやすく定め、まちづくりの基本理念と基本的なルールを定める自治基本条例を、公募市民を中心とした大東市自治基本条例策定市民会議を発足し 1 年数力月の検討の結果、平成 17 年 11 月 8 日に市民会議から市長に答申がなされ、同年 12 月議会に条例案が提案され、賛成多数で可決されました。

大東市の自治基本条例は平成 18 年 4 月 1 日から施行されました。私が去年の 10 月に大東市のホームページを見てみると、自治基本条例のページを設け、条例の全文、逐条解説、市全戸に配布されたパンフレットが掲載され、自治基本条例策定市民会議の内容等を情報

公開とはこういうことかと感心させられるほど自治基本条例制定のすべてが一目瞭然でありました。

多賀城市が自治基本条例を策定する際に大事なことは、大東市のように公募市民を中心とした策定する会を発足させて、逐一その情報を市民に提供することだと思います。

そこで、一般質問通告書の質問要旨に書いた 1、市は近年、他の自治体において自治基本条例が制定されておるが、それをどう認識されておられるか。2、市は、市政運営のあり方をわかりやすく定め、まちづくりの基本理念と基本的なルールを定める自治基本条例を策定する考えはありますか、この 2 点について御回答願います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦泰己議員の質問にお答え申し上げます。

自治基本条例の認識に対する回答でございますが、現在、全国で 130 を超える自治体で自治基本条例、またはこれに類する条例が制定されております。地方自治法第 1 条の 2 において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定されております。

また、昌浦議員がお話しされました 2000 年の地方分権一括法の施行から 7 年が経過し、地域のことは地域で考えて地域で決めるという自己決定・自己責任に基づく地域経営が全国各地で進められているところでございます。このような動きは、地域経営を多様な市民の意思に基づいて行う住民自治の確立を目的としており、自治基本条例は、いわばまちづくりの憲法とも言うべきものと認識をしております。

続いて、二つ目の自治基本条例を策定する考えについての御質問でございますが、私は市長に就任して以来、行政が中心的に行ってきた公共というもののあり方を見直し、町内会や市民活動団体、企業や学校など、地域を構成する多様な主体との協働によって公共をつくり支えていくことの必要性を唱えてまいりました。

こうしたこともございますし、私自身が県議会のときに宮城県でも自治基本条例をつくったらいんじゃないかということをも申し上げてきた関係もございまして、本市の自治の基本を定める最高規範として自治基本条例はいずれは制定したいと考えております。

なお、この条例は、本市を構成するすべての市民にかかわることから、条例の制定作業に際しましてはその機運を高めていくための取り組みを行うと同時に、主権者である市民の合意形成を十分図るため、タウンミーティングや住民懇談会を積極的に開催していかねばならないと考えております。以上でございます。

○議長（阿部五一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

今、市長の答弁の中にありました 130、これは超えているんですけどもね。

つい最近、総務省のホームページで見ますと、全国の自治体というのは 1,804あるんです。ということは、計算で言うと 7.2%の自治体が自治基本条例並びにそれに類する条例を制定している。私は、これから自治基本条例はふえこそすれ減ることはない。自治というものの本質をとらえたときに、自治体はこの条例を、先ほど私が質問の中でも使ったように、いわゆる多賀城市なら多賀城市の自治、それをやっていく、憲法と言われるようないわゆる理念条例として、また最高規範性を持たせたような条例であって、制定がさらに進んでいくのではないかと。市長並びに私の認識にずれはないということで確信させていただいて、答弁を聞かせていただきました。

本来的には、いずれ制定したいというお話でしたが、策定作業の時期など、本来的にはもうそろそろいい時期ではないのかなと私は思っているところですが、山積する自治の課題に日々お取り組みでおられると思いますので、なるべく早いうちにこの条例の策定作業、市長のおっしゃったように住民の合意を形成しながらつくっていく作業に進んでいっていただきたいと思います。

その中で一番必要なことは、この多賀城市が将来どういうふうな方向に進んでいくかということ議論を突き詰めて、よりよい条例をつくっていただきたいと、これ要望にとどめておきますので、どうかよろしく願います。

○議長（阿部五一）

回答はなし……、ですね。（「はい」の声あり）

1 番柳原 清議員の登壇を許します。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

日本共産党の柳原 清でございます。よろしくお願いいたします。

私の質問の一つ目は、西部地域の市民の足の確保についてであります。

昨年 6 月に多賀城西部路線のバスが廃止になりました。前市長が突然、廃止を表明したときに、西部地域では大きな衝撃が走りました。それは、まず廃止ということで何らの代替案も考えていないことが明らかになったからであります。

西部線は、主に市の中心部から西部地域を結ぶ路線として、自家用車のない方や高齢者の唯一の交通手段として利用されてまいりました。廃止後、ある高齢の方は、「我が家には自家用車がないので、市役所に行くのに山王駅から仙台まで東北本線で行って仙石線に乗りかえ、多賀城駅でおりて、そこから市役所に行った」。またある方は、「自転車で市役所まで行って見たが、家から 5 キロ以上あり、坂道もあり、とても大変でした。これまでいろいろな市の活動に参加してきましたが、バスが廃止になって、もう参加したくてもできません」。また、「市の行事に参加したいのだが、何とか足を確保してほしい」「バスがなくなって、買い物に行くのにも不便になった。越してきて 20 年になるが、年もとってきて、これではもっと便利のいいところに引っ越しを考えざるを得ない」「これから西部地域はどんどん便利になると聞いて越してきたが、裏切られた思いだ」「住民基本健診に行くのに、会場が遠くて行けない、何とかしてほしい」など、住民の意見は切実であります。

どうしても行かなければならないときはタクシーを使うことにはなりますが、タクシー料金がかかりますので、そう頻繁に使うことはできません。当然、外出を控えることにはなりません。

路線バスは、通勤通学、買い物、通院など、地域に密着した公共交通として重要な役割を果たしてきました。一方、地球温暖化や排気ガス抑制など、環境意識の高まり、まちの活性化を含んだ地域再生の観点からバスを重要な移動手段として位置づける動きもあります。バスの社会的な効果としては、高齢者の外出の機会がふえ、地域が元気になり、福祉効果生まれるなどが考えられます。また、車社会の弊害として、交通事故がふえておりますが、事故に遭うのはお年寄りと子供が圧倒的に多いという問題もあります。社会的弱者である高齢者と子供の交通権を確保するためにも、公共交通の整備が求められております。

また、公共交通活性化法がことし5月に参議院で可決成立いたしました。この法案の背景には、政府のモータリゼーション政策により公共交通機関が奪われ、移動制約者が増加してきたこと、さらに規制緩和により地方鉄道やバス路線の廃止に拍車がかかり、地方の公共交通が危機的な状況に陥っているということが挙げられております。

バスについても、02年改正道路運送法により需給調整規制が廃止をされ、事業者が自由に路線撤退できるようになり、全国で路線バスの廃止が相次いでいます。東北では、規制緩和の前後で15.7%の路線が失われております。事業者の経営上の都合で、路線廃止を押しつけられた住民・自治体は、生活の足を守るため住民主導で地域公共交通を確保しようという動きが全国で起きております。コミュニティーバスは、全国自治体の半数の914市区町村で運行しております。運行目的は、廃止代替31%、交通空白地域解消27%、市街地活性化19%となっております。

運輸大臣の諮問機関である交通政策審議会の地域交通部会の中間取りまとめでは、地域の公共交通は地域の経済活動の基盤であり、その地域における公共財的役割は非常に大きなものであると位置づけ、地域公共サービスのあるべき姿を検討する際には、住民の基本的な生活と社会参加の機会を確保するという観点に立つことが重要であると強調しております。

そして、施策の目標として、第1に地域住民、来訪者の移動手段の確保を掲げています。地域によっては、交通事業者の不採算路線からの撤退などにより交通空白地帯が出現するなど、公共交通のサービス低下が問題となっており、高齢者や通学者など自家用自動車で移動できない住民や来訪者などの移動の足の確保が重要と述べております。また、交通空白地域の深刻な実態について、自家用自動車を自由に使えない人にとっては極めて不便な状況や社会的疎外が起き、また自家用自動車がないと生活ができない状況が見られること、特に高齢者が自家用車で送迎してもらうときに、送迎する人、本人の双方とも負担が大きいと述べています。

これまでの公共交通機関の場合、乗客の減少が経営悪化を招き、それが便数の減少や値上げなどのサービス悪化となり、さらなる乗客の減少、そしてついには路線廃止という悪循環がこれまでの経過であります。今ここの悪循環を断ち切り、住民の生活を支える移動の足の確保へという発想の転換が必要であると思います。需要によってサービスを供給するのではなく、サービスを上げながら潜在需要を発掘していく考え方が大事ではないかと思えます。

例えば、コミュニティーバスですが、コミュニティーバスとは地域住民の利便性向上のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバスサービスと規定されております。車両で区分すると、20人以下で運送するコミュニティー

ーバス、10人乗りのジャンボタクシーや5人乗りタクシーで運送する乗り合いタクシーがあります。

運行方法では、まち中を循環する循環バス、A地点とB地点を結ぶシャトルバス、事前に予約したり乗りたいときに来てくれるデマンドバス、デマンドタクシーがあります。運行する主体により、市町村バス、住民団体が運行するコミュニティーバス、NPOが中心に運営するもの、商工会議所が運営するバス、バス会社と市町村やNPOが契約して運行するバスもあります。

また、運賃を100円や500円均一で運行する100円バス、ワンコインバスなどがあります。

また、乗り合いタクシーとは、乗車定員11人未満のタクシー車両で、乗り合い旅客を運送しているものであり、定時、定路線で運行するもの、事前に予約受け付けしタクシー会社が運行するものがあります。特徴としては、需要の少ない地域に適し、小回りがきき、閑散期を利用して運行するため、タクシー会社にとっても効率的であることです。

コミュニティーバスの成功事例を見てみますと、利用の促進を地域の皆さんに喜ばれるという観点で考えていることがわかります。利用促進が収支の面からだけでなく、住民の暮らし全体を視野に入れて考えられている点が大事ではないでしょうか。

成功しているところでは、1、目的が明確である。2、住民が主体になって議論を重ね取り組んでいる。3、運営にも住民参加がなされていること。4、随時、運行についての評価が行われ、その都度問題点が改善されていること。5、ただ走らせるのではなく活用したまちづくりを考えていること。6、組織が住民主体で行政の具体的な支援があること。7、運行開始前に住民に周知されわかりやすい路線図があること。8、わかりやすいバス路線でわかりやすい時刻になっていること。9、運行時刻が目的に見合うように設定されていることなどの特徴があります。

それに対して、失敗したところでは、1、行政や自治会役員だけが主導して計画・立案をした。2、住民の意見が反映をされていない。3、目的が明確にされていない。4、事業評価やそれに基づく改善がなされなかった。5、運行前に利用促進に関する合意が住民の中で形成されていなかったこと。6、コミュニティーバスに関する情報が地域住民に周知されていないこと。7、路線時刻の設定がわかりにくいこと。8、運行本数が極端に少ないことが反省点として挙げられております。

成功している例として、埼玉県騎西町の経験を紹介いたしますと、ここは10人乗りのワゴン車2台でコミュニティーバスを運行しております。利用者の要望、これを英語で「デマンド」といいますが、に応じて目的地まで走るデマンドバス方式と町内に設置したバス停を循環する循環バス方式の二つの機能をあわせ持っております。利用料金は、大人300円、学生200円、小学生100円となっております。実施主体は商工会で、商店街の活性化も図っております。運行に係る費用は1,500万円を見込み、このうち料金収入は約520万円、不足分を町が補助金として支出をしております。

そのデマンドバスの方は、運行時間は朝8時から夕方19時まで、利用者は事前に登録をしておきます。そして30分前に電話で予約をしますと、予約センターから運行中のデマンドバスにデータを送信します。運転席に取り付けられた小型端末が目的地とルートを運転手に知らせます。この端末は、携帯電話のiモード対応のカーナビを使った簡単なものだそうです。

循環バスの方は、通勤通学の足として、早朝 6 時から 8 時までと夕方の 17 時 30 分から 19 時 30 分まで運行しているそうです。朝夕は最寄りの駅を結んで運行すれば通勤通学の方も利用しやすくなりますし、日中は自宅から商店街や病院、公共施設など、目的に応じて運行することで潜在的な需要を掘り起こして利用を促進していく、これは非常に考えられているなと思いました。

安心して住み続けられる地域社会を守っていく上でも、社会参加を促進し地域活性化のためにも、財政が大変なのはわかりますが、福祉の心があれば住民に不可欠の福祉のための財源は賄えるのではないのでしょうか。

公共交通の足の確保は、社会的弱者が地域の中で主体的に、そして豊かに生きるための大前提であります。ぜひ、地域公共交通を御検討していただきたい、これが一つ目の質問であります。

質問の 2 番目は、脳ドック検診への助成制度についてです。

我が国の平均寿命は、戦後の食生活の改善などによって飛躍的に伸び、今や世界有数の長寿国となりました。しかし、反面、生活習慣病の発症率は高齢になるほど高まり、これに起因して寝たきりや痴呆になるお年寄りの増加が深刻な社会問題となっております。

昨年、私の知人が脳ドック検診を受診いたしましたところ、脳の中に動脈瘤が発見されました。本人は全く自覚症状はなかったのですが、いつ破裂するかわからない状態だったそうであります。すぐに手術を受けまして、足の血管からカテーテルを入れてこぶのところにばねを入れる手術を行いました。それで完治をしたということであります。「全く自覚症状がなかったのも、もし検査を受けていなかったら、今ごろ破裂して死んでいたかもしれない」と語っております。

多賀城市の死亡原因を見ましても、1 位ががんで、2 位が脳血管疾患、3 位が心臓病となっております。脳血管疾患は、幸い命をとりとめても重大な障害を残すことがあります。

特に脳卒中は寝たきりのきっかけの約半数を占め、長期間寝たきりの状態が続きます。また、認知症も健康寿命を短くする大きな原因となっておりますが、その認知症の原因の半数は脳卒中と言われております。寝たきりにならず日常生活を自立して元気に過ごせる期間、すなわち健康寿命を伸ばすことは、健康たがじょう 21 プランの目的とするところです。

脳卒中など脳の病気は、ある日突然に発症します。しかも、それまでに自覚症状がないのが一般的です。発症すると、後遺症として麻痺などの障害が残る場合も少なくありません。そのため、脳の病気は何より発症する前に予防すること、そして発病後も軽い時点で治療するという考え方が重要であります。一たん発症しますと、その後の本人の苦労はもとより、家族の負担も大変なものです。

脳ドック検診の有効性は議論をまたないと思いますが、社会保険の対象にならない自由診療であり、検診費用が非常に高いのが難点であります。市独自の助成制度があれば、検診者数がふえ、脳疾患による死亡者数を減らし、軽い時点で治療することにより、リハビリに要する介護費用の削減にも効果があると思います。以上の観点から、脳ドック検診に対する助成制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、二つの点について、市長の答弁をお願いいたしまして私の質問といたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

柳原 清議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、市民の足の確保についてでございますけれども、本市の公共交通の現状につきましては、「広報たがじょう」8月号に、市政情報として特集を組んでおります。

公共交通に関する諸問題は市全体の問題と考えておりますので、市民の皆様に公共交通の実情を知っていただくために掲載したものでございます。また、同時に、バスに関する意見や妙案なども募集いたしました。現在、西部地区におけるバスに関しましては、需要調査を実施しております。西部地区にお住まいの方を対象に、10代から70代の700名を無作為に抽出し、過去のバス利用度、バス利用料金、移動目的地、バス利用の可能性などについてお聞きしております。この調査により、潜在的なバス需要を把握したいと思っております。回答については、10月中旬までに集計分析を行い、潜在的なバス需要を予測した上で、本市に合った公共交通システムについて改めて検討していきたいと考えております。

次に、脳ドック検診については、これまでたびたび根本議員から御質問をいただいております。昨年12月議会の一般質問の回答と同様となりますが、日本脳ドック学会のガイドラインの動向を見きわめた上で検討したいと思っております。

なお、脳卒中予防については大変重要な健康課題であると認識しており、昨年度から生活習慣病予防の取り組みをさらに強化するため、健康たがじょう21プランに基づいて重点項目を決め保健事業を推進しておるところでございます。

今年度から早期に生活習慣を改善するため、生活習慣病予備軍の方を対象にしたヘルスアップ事業を新たに実施しており、脳血管疾患等の防止につながるものと期待しております。以上でございます。

○議長 (阿部五一)

柳原議員。

○1番 (柳原 清議員)

一つ目の公共交通についてですけれども、ただいま10月中旬のアンケートの結果を見て新たに検討していきたいというお答えでしたので、アンケートの結果で需要を掘り起こしていくという努力を続けて、ぜひいい方向で答えが出ることを期待して、また努力を続けていってほしいと思っております。

二つ目の脳ドック検診についてでございますけれども、脳ドック学会の検討結果を見て考えるということで待つのではなくて、いつ発症するかわからない、そういう方もたくさんいらっしゃるわけですから、それは検診を受けてからその後の経過は、医療機関と検診を受けた本人が相談をして決めていくということが大事であると思っておりますので、その点は早急に検討をお願いしたいということと。

国保ヘルスアップ事業でございますけれども、来年から特定検診という制度が新たに始まって検診制度が大きく変わるわけですが、特定検診というものはメタボリックシンドロームに特化した検診ということで、現在の基本健診より健診項目が少なくなるという問題も含んでおりますし、また薬や医療に頼らないで運動や食事などの保健指導で体質改善を図っていくということが趣旨だと理解しております。これらの改善効果があらわれるのには3年から5年がかかるとも言われておりますし、今、病気があるかもしれない方は、

すぐにできて結果がわかるわけですし、市の検診に組み込まなくても、例えば利府町のように、どこで受けてもいいから領収書を持ってきたら 5,000 円補助しますよとか、そういうふうになれば、そうお金をかけなくても実現ができるのではないかと、そういうふうに思っております。

仙台とか塩竈でもやっていないこういう先進的なことを多賀城ではやっている、こういうことがあれば、市民も大変喜ぶのではないのでしょうか。

二つ目の脳ドック検診についてももう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

柳原議員から再質問をいただきましたけれども、日本脳ドック学会のガイドラインの動向を見きわめた上で検討したいというふうな答弁をさせていただきました。

利府とか各市で脳ドック検診をいろいろな形で行っている、利府町あたりは 5,000 円ですか公費から助成されるということでございますけれども、この辺もよく検討した上で、今、平成 23 年ぐらいまで、財政的に非常に厳しい状況でございますから、そういう背景、柳原議員もおわかりのことと思いますので、いろいろな要望、皆様方からいただいておりますけれども、その辺も検討した上で検討していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（阿部五一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

わかりました。今後、検討したいということですので、今後に期待をして見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

休憩をいたします。再開は 11 時であります。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

17 番尾口好昭議員の登壇を許します。

（17 番 尾口好昭議員登壇）

○17 番（尾口好昭議員）

議長あて提出いたしました通告に基づき一般質問をさせていただきます。

本市の上位計画書の策定経緯については、昭和 26 年、13 力村を統合して町制をしき、さらに昭和 39 年、国は仙台湾地区 4 市 12 町を新産業都市区域に指定。昭和 45 年 3 月、多賀城町建設総合計画を策定。史跡と住宅と工業のまち建設に努め、都市機能の充実とともに発展を続けるとし、昭和 46 年 11 月、県下 9 番目の市制を施行。昭和 49 年 4 月、これまでの計画を一部見直した多賀城市総合計画を策定。市政の指針とし、構想実現に努力し順調な行政運営を推進することとしています。

昭和 48 年の石油ショックを契機に、国は変化に対応すべく総合性を発揮し有機的効率的であるべき観点から、昭和 52 年 11 月に第三次全国総合開発計画を策定。県は翌 53 年 7 月に、個性と魅力のあふれる地域社会、新しいふるさとづくりを基本目標とする新長期総合計画を策定。昭和 62 年に国は多極分散型の国土の構築を主眼とし、地方都市の独自性、主体性を強く求め、第四次全国総合開発計画を策定。これを受けて年号も平成になり、平成 3 年 3 月、第三次多賀城市総合計画を策定しています。

それによれば、新しい時代に向けての動きを的確にとらえ、個性あふれる住みよい多賀城を築くため、多くの市民の皆様の参加と協力をいただき、策定しました。

まちづくりは、そこに住む人たちが自分の身近な問題としてまちの問題を考え、よくしたい、よくしようという気持ちで行動することが大切であり、この計画は市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むための総合的指針となるものです。

「活力とふれあいのあるまち 史都多賀城」実現を市民総参加のもとに実現してまいったと存じますので、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。多賀城市長伊藤喜一郎とあります。

活力とは、広辞苑によれば「活動のもとになる力。生命力」としています。生命力とは「生き続ける力」と記しています。史都とは「歴史的、史跡の多い都市」と記しています。叙情や叙景、叙事の表現や受けとめ方は、人それぞれの感性が生み出すことであり、価値観や感動に当然ながらおのずと違いが生じるものとは思いますが、第三次長期総合計画での伊藤市長のあいさつ文言と標榜は、市民協働とか市民が主役とかの文言は書き記してはいませんが、理念は十分に反映されていて、今日でも新鮮さを感じさせる文章であり、標榜であります。

市長は、あいさつに、英単語を一つか二つ織りまぜて話すこだわりがあるようです。以前は、ガバナメント、ガバナンス、ポエム及びポエムシティ、近ごろはコラボ、市民協働をよく口にされます。

市民と協働のまちづくりを目指すのであれば、ポエムより私たちのまち、市ならばマイタウン、マイシティだとも思います。いずれにせよ、「活力とふれあいのあるまち 史都多賀城」、これにまさる標榜はないと思います。

上位計画の標榜をあえて変えようとする、市長の言う詩的感情を伺うものであります。

西部地区農業関係者から、自動車関連企業の誘致やその受け皿となる工業団地造成について議論を誘導してほしい旨の話があり、それをただす機会を得ましたので質問をいたします。

市長はかねがね、砂押川右岸側の農用地を都市化に向けて工業団地や商用地として前向きに取り組む話を何らかの機会によく話されていたようです。18 年の集約営農の面的集積への取り組みと相まってその期待が膨らんできているようでもあります。

農地は、農業振興地域界に存在することは認識していますが、やる気があり、1年もあれば何らかの説明や会合があったり、むしろことし収穫後に造成工事に着手するのではと期待している方もおるようです。私は、土地利用の見直しの事務手続や地権者への説明、環境アセスメントの作成などを考慮すれば、最低でも3年はかかると話しております。事業主体も民間や組合方式を説明しましたが、多賀城市の駅前開発は公共方式なので、前例に倣い検討すべきとの議論もあったことを紹介しておきます。

山王南宮地区の農地の、通称南宮裏は、遊水地部門を除いて約90ヘクタール、砂押川右岸JR東北本線南側、約250ヘクタール。うち市道山王高橋線西側、約115ヘクタール、東側、約135ヘクタールであります。農用地は、一たん開発し売却が難しいとあって、もとの戻すのはほぼ不可能であります。これら農地が、工業用地として適地であるか否かを検証してみたいと思います。

これまでの本市の農地は、三陸自動車道や遊水地用地買い上げ価格が1反歩2,500万円で平米単価2万5,250円であります。それに造成費用として、上下水道や工業用水の敷設、電気の配設、減歩などが伴えば、平米単価およそ7万5,000円から、坪単価およそ二十一、二万円ぐらいにはなるだろうと思われます。

多賀城市の地形は丘陵地で東西に形成され、洪積層の中硬岩が岩盤として発達し、その南に面して平野である低地帯が広がりを見せています。この低地帯は、沖積層と呼ばれる青灰色の細砂やシルトの互層から成っており、N値が弱く、くい打ち可能地盤までの深さは、南宮裏で60メートル以上、山王でも30メートルぐらいと言われていますが、その箇所によっては地盤がうねっておりまちまちであります。

また、場所によっては、電気腐食防止策を要すること、企業によっては環境変化に対する空調設備費の負担など、工業用地として憂慮すべき点が多いことが挙げられます。

既存の東北各県の優良な工業団地の詳細仕様については省略しますが、おおむね電源地域や免税など優遇助成措置が、立地する企業側に優遇されていて、主要道路や空港、港湾などの交通機関や県庁所在地に近いなど、条件に恵まれていて、建設する際、土木費に負担が少ない、安定な地盤で、分譲価格はおおむね平米当たり1万四、五千円以内であります。

本県既存の主な工業団地で、泉パークタウンは、分譲可能面積10万8,813平米で、価格は平米当たり4万3,401円から4万8,332円で、くい打ち可能地盤までの深さ5メートルであります。高度技術産業集積活性化地域に指定されて、現在、インテリジェント関係企業が既に立地しています。

注目の仙台北部中核は、分譲可能面積20万1,306平米、価格は平米当たり1万4,300円から1万7,500円であり、くい打ち可能地盤までの深さ10メートルであります。

次いで、第二仙台北部中核は、分譲可能面積75万5,198平米、価格は平米当たり1万2,610円から1万7,460円で、くい打ち可能地盤までの深さ10メートルであります。

軟弱地盤を一層不安にしているのが、阪神淡路地震や新潟中越地震でも経験している液状化現象です。中越地震では岩盤まで10数メートルの宅地でも液状化が起り、家屋がドミノ式に倒壊して被害が発生したところがあります。これからもわかるように、山王、南宮、桜木、明月、栄地区など沖積層の厚い地質構造での地区は、液状化が起り得る危険性をはらんでいるのです。

さらに不安の拍車をかけたのが「みやぎ発展税」の導入であります。本年7月17日に開議した総務経済常任委員会の所管事務の調査資料によれば、既存の工業地帯の空き地で対応ができなくなれば、新たな工業適地の検討も行う予定と記述しています。

市長は、平成 18 年第 3 回定例会の所信表明で農用地の都市的利用への転換を述べています。市長は、これまでの機構を新たにして市長公室プロジェクト推進の特命事項として扱っています。プロジェクトは、名称として響きがいいとか、何とかやれそうとか、目的が実現しそうというものではありません。プロジェクトとは、目標完成に向けて犠牲を恐れず裏づける財源を確保して突き進むのがプロジェクト事業ではないでしょうか。だからこそ、黒部第四ダム建設であつたり津軽海峡を海底で結ぶ青函トンネルなのではないでしょうか。

空き地の紹介や国県の優遇助成制度を紹介するだけなら、これまでの機構でも十分対応できたと思います。組織機構を新たにして取り組むということは、それなりの決意と企業誘致へ向けて市独自の方策や財源確保など、自信のほどを伺うものであります。

9 月 5 日の全員協議会において、集積区域 6 市 8 町 1 村のうち指定された「みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画」の説明を受けております。本計画は、産業集積の形成は一定の地域においても重点的に促進した方が効果的であるとし、集積区域の面積や範囲を設定しています。本市を含めて集積区域の設定をした理由として、集中的に実施することが効果的であることから最小限の範囲とした。一定の企業集積があり、集積形成の核となり得る企業が立地していること。学術研究機関や教育機関の存在、交通インフラや住環境などが整備されていることなどが挙げられます。

集積業種として指定している産業名は、高度電子機械産業とし、日本標準産業分類上の 5 業種であります。集積区域のうち、仙台市、大和町、大郷町、富谷町及び大衡村は、いわゆる仙台北部中核テクノポリス開発計画の対象区域であり、本産業の集積形成の先導的役割を担う地域であり、これは東北大学と仙台市の持つそれぞれの機能の連携や効果と大規模用地需要にこたえる地域や空間と、明確にしています。

本市には、5 業種の中にかかわりのある企業が既に立地もしています。現在、空洞化用地も 7 ヘクタールにも及ぶようですが、企業への設備増設や企業誘致にどのように対応されるのか、電子機器や情報通信機器にしても、国内外の企業と比較しても、各県の出荷額にしても、調べれば調べるほどその厳しさが込み上げてきます。トップセールスの抱負を伺うものであります。

本市が発展した背景には、海軍工場の移転してきたのがきっかけで、物づくりの基盤が発生したようです。その後、経済成長とともに、新産都市に指定されたことや交通インフラにも恵まれ、県庁所在地の仙台市に隣接をしていること、本市を初め近郊に労働力が豊富に確保できたことや、労賃が高くない、地価が安いなどの要因が挙げられます。経済の進展に伴い、仙台市のベッドタウン化しているのが現状であり、2 次・3 次産業従事者は 95% 以上にもなっています。1 次産業の農業者も賃貸による収入を確保しているのが現実で、大都市隣接特有の地方の小都市の構造になってきています。

歴史や文化財を大切にしたり、地域経済に役立てることも必要であります。観光事業は総合政策で、簡単に軌道に乗せるのは至難であり、今、本市が早急に取り組まなければならないのは、自然や気候、地形や地質、産業従事者の動態、将来の人口動態、経済や景気動向、市民社会の構造など、あらゆる要素・要因をもって本市をあらゆる角度から診断して、将来を見据えての産業構成や育成の道筋を確かなものにすることが先決であります。そのためにも、産業を活性化させるプロジェクトチームを急がねばならないのではないのでしょうか。

以上、大別して 2 点について質問しましたが、平成 18 年第 3 回定例会において、市長は所信表明で、政策の方向性としてマニフェストとしてまとめたと述べています。マニフェストとは、北川正恭前三重県知事らの導入によって、政党政治の復活を訴え、既成政党もこ

たえる構えを見せ、さらに一部の首長も掲げ、特に改革派と言われる知事に多いようであります。単なる公約ではなく、具体的政策を掲げ、その実施時期と財源的裏づけを示すものであり、実行できなければ政治責任に直結するとあります。マニフェストとして位置づけている政策でもありますので、市長の見解に期待するものであります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

尾口好昭議員の質問にお答え申し上げます。

答える前に、横文字を多く使うということでございますけれども、最初の質問から史都・詩都ということで、どちらの史都（詩都）だかわからなくなるといって「ポエム」と「ヒストリー」ということを使うことを御了承いただきたいと思っております。

まず史都から詩都への標榜についてでございますが、このごんべんに寺という字をつくりを書く、いわゆるポエムシティの詩都につきましても、司馬遼太郎氏の著作「街道をゆく」の「多賀城そのものが詩であると言える」というくだりから引用したものでございます。この思いは、昨年の所信表明の中で自分たちの住むまちのイメージを高く持つためにも、そしてまちに美しさが求められる時代でもあり、伝統のある歴史の史都とポエムシティとしての詩都をまちづくりのイメージとして掲げてまいりますと述べたものでございます。

したがって、尾口議員の御質問の史都から詩都への標榜とか、上位計画の標榜があいまいになるというものではございません。これまでのヒストリーシティとしての史都をかえるものでもございません。司馬遼太郎氏がなぜ、「多賀城そのものが詩であると言える」と申されたか、その背景にある歴史的重みや歌枕の地としての詩情をかみしめていただければ、尾口議員には御理解いただけるものと思っております。

むしろ、ポエムシティを基底に据えていけば、ヒストリーシティももっと磨きがかかってくるものと思っております。

次に、経済対策についてでございます。

まず、自動車関連産業とは、宮城県等が定める自動車関連産業の集積形成のための基本計画において、産業分類上、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業等を含むものを指定しており、高度電子機械産業と共通する業種が多く、総称としては異なるものの、本市が積極的に誘致を行おうとしている業種が重複しております。これを踏まえて、企業誘致の実現性についてお答えいたします。

本市では、高度電子機械産業の集積形成のための基本計画に基づき、その目標を達成するため、本市にも当該産業を営む企業の立地を促進すべく、宮城県等と連携協力して実現を目指して取り組むこととしております。

そして、この基本計画では、平成 22 年度をめどに造成される大和リサーチパークに立地が決定している世界有数の半導体製造装置メーカーである東京エレクトロン株式会社を核として半導体関連の企業立地を促進することとしております。

したがいまして、本市といたしましては、高速交通網の整備状況や国際貿易港、国際空港への近接性という強みに加え、この東京エレクトロンとの距離的優位性を考慮すれば、タイミング次第では企業誘致の実現可能であると考えております。

次に、工業団地造成の実現性についてであります。団地造成に当たっては、土地造成費、道路、工業用水等のインフラ整備、雨水排水等の対策等に莫大な経費を要することが想定されます。また、過去にあった多賀城サイエンスパーク構想の経過を踏まえると、団地造成後の企業立地がある程度確約されれば、地権者の合意も得られると推察されるところであります。

こうしたことから立地に際しての企業ニーズ等を踏まえ、団地造成に係るコストと企業立地の可能性や立地後の波及効果を十分に勘案した上、その実施について慎重に検討していくことが必要と認識しております。

事業完遂の財源確保は可能かとの御質問にお答えいたします。

企業誘致に当たっては、宮城県等と共同して設置したみやぎ高度電子機械産業活性化協議会の事業として、人材育成事業や企業誘致活動を展開してまいります。そして、この活性化協議会における予算については、国からの補助金を活用することができるため、関係市町村等の負担額は少額なものになると見込んでおります。ただし、工業団地の造成となると、さきにも述べたとおり莫大な予算が必要となることから、事業実施の場合は、事業計画の段階から財源確保、事業実施主体等を含めて、宮城県等と十分に協議を行う必要があると認識しております。

次に、世界戦略産業へのセールスについてであります。現状における本市の工場適地面積は極めて限られており、ある程度的を絞った誘致活動が必要と考えております。具体的には、立地にあつては東京エレクトロンや市内の高度電子機械産業と取引関係にある企業、事業高度化にあつては既存の市内の高度電子機械産業を中心として宮城県と連携協力して企業訪問等を行いながらセールスを行っていくものであります。

また、その際のセールスポイントとしては、中核企業である東京エレクトロンとの距離的優位性、公共交通アクセスの優位性、豊富で優秀な人材の確保のしやすさ、東北学院大学工学部の存在等を地域の特性とするとともに、誘致企業が多く望んでいるとされている窓口のワンストップサービスとしての市長公室の存在をセールスポイントとしたいと思っております。

次に、本市の現状の把握とふさわしい産業の育成のための調査研究についてであります。まず企業立地促進法に基づく高度電子機械産業の誘致を図る区域として加わるに当たり、本市の現状を十分に把握し、本市にとってふさわしい業種は何かを調査検討いたしました。検討の結果として、先ほども述べましたが、本市の立地環境の優位性を考慮すると、輸出を中心とした製造業が適していることはもちろんのこと、その中でも、創出される付加価値、雇用規模、設備投資のどれをとっても高い水準であつて、事業敷地面積が比較的小さい業種が妥当であると考え、電子部品、デバイス製造業を中心とした高度電子機械産業を積極的に誘致していこうと決定したものであります。

さらに、本市の製造品出荷額の過半は高度電子機械産業に分類される既存の企業が占めていることを考えると、既存企業との相乗効果も期待できるため、本市の現状にマッチした産業と判断したものであります。ただし、本市の企業誘致、産業の育成は、この高度電子機械産業ばかりに特化したものではなく、本市に来ていただける企業であれば、常にどんな産業でも歓迎いたしますし、既存の産業の育成につきましても、宮城県と一緒にフォローアップ訪問を行いながら、宮城県産業技術総合センターや東北学院大学との連携等を通

じて研究開発や商品化の支援などを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部五一）

尾口議員。

○17番（尾口好昭議員）

市長の、いわゆるポエムシティについては、司馬遼太郎氏の多賀城そのものがポエムだったということ、「街道をゆく」という本の中から探し当てたということであります。

司馬遼太郎は、また別な機会では、日本の室町初期の、室町期以前の日本の歴史を記するような歴史書はほとんどまゆつばものだということも言っておりますし、またあの方はもともと新聞社の論説委員から作家になった方で、文章もすぐれている方でもあります。

それで、作家とか、芭蕉にしてもどんな文学者でもあるんですが、その土地を訪れて、その土地が悪いということはまず言わないのであります。ですから、多賀城市にも訪れて、いわゆる724年多賀城に城ができてからの歴史とか壺の碑とか、そういったものを思いながら、恐らくポエムだろうと言ったのだとは思いますが。

そして、先ほど言いましたように、第三次長期総合計画の中で、多賀城というものがそういうポエムとかそういうものをきちっと踏まえた上で「活力とふれあいのあるまち史都多賀城」と、そういった標榜で大きな意味になっております。

ですから、私としては、市長と私の文学的感受性の違いがあるんでしょうけれども、ポエムよりはヒストリー的な「史都 >多賀城」の方が、全体を把握できる標榜ではないのかなと。今現在、その意向として「活力とふれあいのあるまち 史都 多賀城」、それから「豊かで元気な（ポエムシティ）多賀城」というような書き方で二つ並列してあります。これは、市民もそうですし、行政に携わる職員の方も恐らくこれからの第五次長期総合計画をまとめていく段階で迷いが生じてくるのではないかと。いろいろな政策におけるバランスが崩れていくのだと私は思います。それで、あえてこの場で市長にただしたわけでありませう。

経済対策なんですが、今確かに宮城県の経済対策というものはおくれていて、宮城県の物づくりというのは何か、静岡県の1県に東北6県が劣っている、そして今、宮城県の生産出荷額1兆数千億が福島県の半分だということもあって、今、急速に産学官による経済対策というものが進められてきたのだと思います。

それで、先ほどもインテリジェントとかテクノポリスとかいろいろ述べてまいりましたが、やはり多賀城というのは、そういう中で多賀城市が記してあるんですけれども、どうもインパクトが弱い。スタンスとしては、はっきり言って二番煎じに当たっているのかなと。東北大学と仙台市、はっきり言って仙台市の梅原市長は産業経済省出身で、クラスターのプロです。そうすると、どうしても仙台から富谷、そして大和、大郷、大衡、あの辺のラインにかためられていくのではないかと。そうした中でこの多賀城市がそれと連携と協力体制をもって、そういった企業にどうやって今度、ただくっついていくかという感じに受け取らざるを得ない。

私は、そういう意味では、今、宮城県も待たなしですけども、多賀城市も宮城県の動向とか一緒にセールスをしたというのでは、正直言っていつになるかわからないと。そして特に、宮城県の場合は発展税というものを導入しようということによって大きなセンセーションを巻き起こしました。

それで、一部企業からは、そういった情勢の中でみんないろいろな、固定資産税3年据え置きとか、あと貸付金の利子補給とか、もう誘致についてはそれぞれが競争です。その中で発展税を導入したということは、一部企業からはもう必要ないということの見切りをつけたのかなとも誤解されています。ですから、企業誘致というものは、ある意味ではおもてなし政策なんです。ですから、市長には、マニフェストとしてのその辺の意気込みも述べられているいろいろな形でもお話しされるときもある。やはり、プロジェクトチームというふうに名前をつけているんですから、財源でも何でも、これに命をかけるんだと。そして、多賀城市の運命はここでこの企業を誘致したり、ここでこのように財源確保をするんだということをきちっと明確にしていけないと時間ばかりどんどんと過ぎていく、そんな感じがします。

というのは、ことしの第3回定例会の補正の中で、行財政経営アドバイザーの予算、月5万円を計上しています。行政評価システムを確立するということは、そういった事業を一つ一つ目標を立てて年度計画できちっと見通しをつけていく、それが成果だと私は思います。そういう意味を含めて市長のさらなる決意をもう一度答弁をいただきたい。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

尾口議員からの再質問に答えたいと思います。

何か司馬遼太郎さんが悪過ぎることは言わないというおっしゃり方をしましたけれども、司馬遼太郎さんの「街道をゆく」を尾口議員さん、読んだかどうかはわかりませんが、あの当時、YS11で仙台空港におり立って、仙台平野を眺めたときにどんなことを言ったか、あなたは御存じでしょうかね。（「いや、私は……」の声あり）宮城県、要するに仙台は、伊達藩ですね。非常に米だけに頼っていて、殖産興業を怠っていたということを彼はおっしゃっているんです。私は読ませていただきました、それは書いてありました。隣の山形県、上杉鷹山を代表する殖産興業をいっぱい行った、要するに北前船、大阪を立った船が日本海を渡って函館まで行ったという北前船の影響というものはずごくあった。それだけ、仙台、伊達藩の商人が大きな昼寝をしていたという、そういう言いあらし方を司馬遼太郎さんはなさっているんです。私は、そのことを村井知事に、あなたがこれからやろうとしていることは大変なことなんだ、歴史的に非常に大きな意義があるんだ、だから頑張ってくれということをおは村井知事に直接申し上げました。

今、仙台新港が活発化しております。私が県議になったときは、ガントリークレーン1基入れるのがようやく、今4基目です、ガントリークレーンが今入っております。それだけ、本当に、私が県議11年間やらせていただきましたけれども、当初と比べれば仙台港の繁栄というものはすごいものがございます。

きのうだったかけさだったか、新聞にも載っていましたが、東北の工業出荷額はまだまだ足りないということでございまして、その背後地である多賀城でございまして、やはり県の方からもそれなりの背後地としての優位性をぜひ活発化すべきでないかという意見もございましたので、そういうふうなことでこれから工場誘致に頑張っていきたいなという思いでございます。

プロジェクトチームのことを述べられましたけれども、今もうプロジェクトチームも動いております。今、空洞化になっているのが約7町歩、工場地帯あるわけでございますけれども、恐らく来月、3町歩ほど流通の業者が多賀城に誘致するというふうなことも、これは

私が声をかけた経緯もございます。恐らく締結できるんじゃないかなと。プロジェクトチームの方もそれなりにもう動いておりまして、恐らく来年度は、今2人体制ですけれども、3人あるいは4人という体制もつくっていかねばままならない状態になってくるんじゃないかなというふうに思いますし、なかなか多賀城の西部の農地を工場地帯にするということは容易なことではございません。しかし、容易なことではないですけれども、今の多賀城の経済状況も考え合わせた上で将来構想を練っていくのが私の役割ではないかなというふうに思っておりますので、その辺のことも御了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（阿部五一）

尾口議員。

○17番（尾口好昭議員）

司馬遼太郎を尾口さんは読んだのかと……。司馬遼太郎がYS11で仙台空港におりて、宮城県の産業構造は伊達政宗の時代からおくれたというお話をされたようですが、むしろ私は、伊達政宗が岩出山から仙台、青葉城を築いて移封されたとき柳生但馬に相談しているんです。何で、おれが仙台に来て青葉山に城を築かなくてならないと。そのときに柳生但馬は、「伊達殿、あそこを宝の山にするのもあなたの腕次第」ということで、それで大崎地方に米の開田を行って、そして貞山運河をつくって、そして街道の要所要所に神社仏閣をつくって、そしてにぎわいをもたらしたというのが伊達政宗の功績であります。

ですから、そういう意味では、天下の作家にクレームをつけるのはなんだと思いますが、私は宮城県の間人ですし伊達政宗を戦国武将として、評価しない部分はありますけれども、そういう意味では殖産事業とか観光事業にたけた大名だったなということでは人間として評価している……。何かちょっと腑に落ちなかったかなというのが一つあります。

それと、市長は、私が山王とか工業団地の造成についての話をしていますが、それについては一言も、財源的に苦しいだけの話で、工業団地として適地なのかどうか、工業用地として適切な土地なのかどうかということに、どういう認識を持っているのか回答がない。それとまた、仙台港背後地とか多賀城市内の南に面した地域は、流通とかそういうものは確かに来やすい地域だと思います。電気産業とか電子産業とか、半導体なんかを製造するとなると500メートルいってわずか5ミリくらいの精度でないと機械を作動させることができないというような、そういう精密なところがあります。

ですから、岩盤の深いところは地震が起きるとそれだけ振幅作用が大きくて狂いが生じるということがあって、誘致する企業とか業種といいますか、そういったところが自然と、おのずから吟味されていく。そういうことを踏まえて、どういうふうに征服していくのかというのが、質問の要旨だったと思うんですけれども、今、私、あえて言わせていただきましたので、市長からまた御回答お願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

工業団地として適地かというふうに言われますと、これはまだ、先ほど言った、沖積層は液状化が起きやすいというふうな話も尾口議員されたわけでございますけれども、昭和53年の宮城県沖地震、多賀城の場合ですと、液状化を起こしたところは恐らくないですね。ただ、今の新日本石油のところ、あそこは仙台市分が多いところでございますけれども、

あそこが地盤的に沈んで油が漏れたというふうなことでございますけれども。ですから、沖積層がどうのこうのということも、先ほど何か、くいを打つのに60メートルぐらいですか、恐らく入れないとだめだろうというふうな話もございました。また、多賀城の場合ですと、遺跡、特にあの辺は山王遺跡がいっぱいあるところでございまして、その辺のことも当然あるのはわかっておりますので、地盤と、あるいは埋蔵文化財等いろいろな形で調べた上でないと、工場誘致についてはやってくる方も大変なことではございましょうから、それなりに調査した上でそれは決断したいというふうに思っています。ただ、全部が、90何町歩あります、今度県道玉川岩切線が完成いたしますし、それから高速道路とも将来的にはタッチするわけでございますから、その辺のこともこれからの流れとして考え合わせたと決断するときには決断してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員の登壇を許します。松村議員。

（15番 松村敬子議員登壇）

○15番（松村敬子議員）

通告に従い、2点質問させていただきます。

初めに、妊婦無料健診についてお伺いいたします。

この件につきましては、第1回定例会におきましても質問しておりますが、改めて質問させていただきます。

妊婦の定期健康診査は、妊娠から出産に至るまで、その経過が順調であることを確認するとともに、お産のリスクや胎児の異常を早期に発見するために実施されております。出産まで約14回程度受診することになりますが、妊娠の経過によっては回数がふえることもあります。安全な出産のためには妊婦の定期健康診査は欠かせないものですが、1回約5,000円から1万5,000円、平均の負担総額は約12万円となっており、若い夫婦にはその費用が大きな負担となっております。そのため、中には健診を受けない妊婦もおり、その結果、死産、流産の数は健診を受けている方の18倍になっているそうです。安心して子供を産み、育てやすい環境をつくり、母親や家族を応援していくことは、少子化が叫ばれている我が国にとっては喫緊の課題であります。

そこで、国は、今年度予算編成で、地方交付税のうち少子化対策に充てる配分額を2006年度の2倍、約700億円に増額し、厚生労働省は市町村に対し、現在全国平均2回にとどまっている妊婦への無料健康診査について、2007年度以降5回程度にふやすことが望ましいとの見解を通知しております。その結果、各自治体におきましても拡充への取り組みが広がり進んでおります。

現在、本市におきましては、妊婦無料健診は前期・後期の2回のみとなっておりますので、今後の妊婦無料健診拡充への前向きな取り組みを期待するものです。

そこでお伺いいたしますが、前回の質問におきましては、「さらなる健診の拡充は今後の財源措置等を具体化された段階で、その他の子育て支援対策も含め検討してまいりたいと思います」との答弁がございましたが、その後の検討及び進捗状況はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

30年以内に99%の確率で発生されると言われている宮城県沖地震、過去6回の宮城県沖地震の発生間隔は、平均すると37年で、最も短いのは26年と言われています。1978年の宮城県沖地震から既に29年が過ぎており、いつ発生してもおかしくない、非常に高い発生率の状況下にあります。

そのような中、去る9月1日、約6,000名の市民、各団体参加のもと、宮城県と本市の主催で陸上自衛隊多賀城駐屯地において行われました総合防災訓練は、大変意義のある訓練であったと考えます。参加された多くの方の中には、実際31種類に及ぶ訓練を目の当たりにして、少しは不安を解消された方もいたのではないのでしょうか。

地震の備えで最も大切なものは、自助・共助・公助のうち自分自身の生命、財産は自分で守るという自助の努力と、地域住民の助け合い、すなわち共助であると言われています。このような観点からも、あのように大がかりな総合防災訓練を本市で行い、多くの住民、団体に参加していただき体験していただくことは、防災意識の啓発に大変効果があったのではないかと考えます。

さて、来月、10月1日より緊急地震速報がスタートいたします。これは、震度5弱以上の地震で、震度4以上の地震が予想される地域に、大きな揺れが来る前に地震が起こることをテレビ、ラジオなどを通し気象庁が知らせるものです。速報が発表されてから、震源が宮城県沖でありますと約10秒くらいで強い揺れが来ると言われております。

そこでお伺いいたします。まさに、自助の啓発、また市民の安全を守るという観点からも、緊急地震速報が出てからの約10秒間の間に、慌てず自分の身を安全に守れるよう、周囲の状況に応じて基本的な行動ができるマニュアルを作成し、市民に配布されてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、緊急地震速報を聞けない状況にある方、外にいたりテレビ・ラジオがついていない場合なども当然考えられると思います。そのような方のために、本市にある防災無線、防災広報装置を活用し周知されてはどうかでしょうか。本市の見解をお伺いいたします。

以上、2点につきまして市長の理解ある御答弁を求めまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村敬子議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、妊婦健診における本年第1回定例会以降の進捗状況に関するお尋ねですが、本年1月に国が示した通知は、妊婦健診の回数をふやすことだけでなく健診内容の充実も図られておりますことから、県が中心となって医師会と健診内容等を協議してきました。その結果について、県から9月11日に、「健診内容は国の案のとおり実施、回数は市町村の実情に合わせて行う」という通知がありました。しかし、この内容で実施した場合、現行の2回の無料の健診を維持するだけで今年度予算の2倍の予算が必要となりますが、地方財政措置等の詳細はいまだ示されていない状況でございます。

妊婦の経済的負担を少しでも軽減するよう妊婦健診の充実を図りたいと思いますが、国の財政措置の状況、市の財源等を勘案して前向きに検討したいと思っております。

次に、緊急地震速報についての御質問ですが、地震への基本的な対応としては、緊急地震速報の有無にかかわらず、揺れを感じたらまず身の安全を確保することが大切だということを市民に対して十分周知する必要があることから、10月号の広報誌に緊急地震速報を見聞きした場合の基本的な対応行動を掲載して周知することとしております。

また、地域に赴いて実施する防災講話等のほか、地域防災訓練の際など、今後あらゆる機会を通して基本的な対応行動を周知していきたいと考えております。

なお、対応マニュアルの作成、配布については、先般の補正予算特別委員会の質疑の中で建設部次長が答弁しましたとおり、防災マップに取り入れられるか県と協議してまいります。

次に、防災無線の有効活用をとの御質問ですが、緊急地震速報については、10月1日からNHKがテレビ・ラジオを通して報道することが発表されており、また携帯電話端末への配信や専用受信端末、パソコンへの配信も計画されているようですので、市民の緊急地震速報の入手方法は多岐にわたってくるものと思います。

こうした中で、防災広報装置を活用して市民に緊急地震速報を伝達することについては、揺れが到達するまでの猶予時間が一定ではなく、猶予時間が極端に短い場合などは広報できない場合もあることから、混乱が生じることを避けるため、現時点では防災広報装置を活用しての市民への伝達は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部五一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

御答弁、ありがとうございました。

まず、妊婦無料健診の拡充についての御答弁ですが、県からこのたび、健診内容の充実に対するの通知があったということで、今までの予算の2倍の予算を要するという事なかなか難しいという御答弁だったと思いますが、ぜひ何とか工夫しまして、その充実ももちろん大変いいことだと思いますけれども、回数も、先ほど質問の内容でもるる述べさせていただきましたけれども、元気な子供を産む、母子ともに健全でという部分では妊婦健診というものは大変効果がある事業ということでありますので、どうかぜひ拡充されるようお願いしたいなというか、国の方針であります最低5回は目指していただきたいなと思いますので、要望としてとどめさせていただきます。

次に、緊急通報システムの導入におきましての対応マニュアルを配布してはどうかということに関しまして、10月号の広報にも載せるというお話でしたけれども、どのように載せるのかはわかりませんが、意外と広報というのは、字だけざあとなっちゃって、なかなか読まれる方も少ないというか、そういうこともありますので、私もできましたら、ちょっとこの前交通防災課に行って見せていただいたので、すごくわかりやすい、高齢者にも子供にもわかりやすいようなイラストが入った、そういうものもありましたので、できたらそういうもの等とっておりました。でも、先ほどの答弁にありましたように、補正予算の中で来年度、都市計画課でですか防災マップをつくるという、全戸配布するという、そういうお話もありましたので、防災課の方でまた新たにつくるとなれば予算的にも大変だと思いますので、ぜひそちらの方に合わせて載せていただくように、よく庁舎内で横断的に検討していただいて、市民のための効果ある防災マップにしていきたいなというふうに思いますので、これもよろしく御検討お願いいたします。

防災無線に関してなんですけれども、お知らせする予定はないということで、確かにこれ
を無線でやるうちにもう本震が来るような状況でありますから、後で私も考えましたらや
はり厳しいのかなというふうに思いますので、これからほかの新しいシステムも国として
も導入を考えているというか、推進しているということも聞いておりますので、どうかそ
ちらの方を順次取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいた
します。ありがとうございます。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩といたします。再開は午後 2 時であります。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 2 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

8 番森 長一郎議員の登壇を許します。森議員。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

私の質問は 3 点であります。

まず最初の質問であります。9 月 8 日土曜日の河北新報の朝刊に、小見出しで「実質公債
費比率」、続いて中見出しで「県内平均 15.3%」との記事があり、さて我が多賀城市はと
記事を目で追っていきますと、比率が 18%以上で地方債発行に県の許可が必要となるのが
県内 36 市町村中 5 市町が該当しており、村田町 22.3%、柴田町 21.0%、加美町 21.0%、
大崎市 19.9%、そして次に当市が 18.3%という結果でございました。ちなみに、仙台市が
17.7%、宮城県は 16.2%、そして低い市町は、女川町 3.5%、富谷町 6.8%、白石市 9.6%
であり、市部平均は 15.9%、町村平均は 14.9%という、9 月 7 日金曜日の総務省の発表を
受け、県の状況として公表した内容でした。

実質公債費比率とは、自治体の税収に地方交付税を加えた標準的な収入に対する借金返済
額の比率を示す財政指標で、2006 年度に導入され、2008 年度決算から適用される予定の
自治体財政健全化法で財政悪化度をはかる指標の一つであり、従来の起債制限比率には反
映されなかった一般会計から特別会計への繰出金も含まれ、自治体の財政実態をより正確
に把握できるとし、この比率が 18%以上になりますと地方債の発行に国や都道府県の許可
が必要となり、自治体の判断で借金ができなくなるのであります。また、25%以上の場合
は、一般単独事業の起債が制限されてしまうのであります。

総務省では、前述のような市町村で実質公債費比率が悪化していることについて、「財政
の健全性確保に向けた取り組みがますます重要になってきている」と述べてもおります。

既に決算特別委員会でも話題になりました事項ではありますが、改めて伺いたいと思いま
すが、多賀城市における問題点と展望についてお示しくださるようお願いするものであり
ます。

次に、公金のコンビニ納金、スタンプカードや商品券での納金等に早速取り組まれ、市民そして当局の収納環境改善の結果、大きな成果に結びついていると伺い、提案させていただいた一人としてうれしく思っております。また、ニーズの多様化に速やかに対応していただいた当局にも改めて感謝申し上げます。

これは、近年、全国的に税、料金の収納率低下による未収金が増加しており、2006年の総務省の調査では1999年から2004年度の不納欠損額は、累計で過去最大の1兆2,514億円となっており、今後三位一体改革に伴う国から地方への税源移譲が進む中で税、料金の滞納が地方財政を圧迫することが懸念されるのであります。

そうした中で、各自治体の滞納対策は、収納環境の改善、未収金回収の徹底について取り組みが進みつつあり、多賀城市においても努力をされていると理解しております。

そこで、今回はクレジットカードによる納付方法の導入の提案なのですが、2006年通常国会で地方自治法の改正が行われ、クレジット会社は指定代理納付者という立場に位置づけられ、市民がカードまたはカード情報を事前に地方自治体に提示することで指定代理納付者による第三者弁済が公式に認められることになったのであります。

これにより、住民税、自動車税、固定資産税など各種地方税、水道料金など地方公営企業が行っている料金の徴収や地方自治体が管理する公の施設の使用料などについて、クレジットカード決済による納入が法的に可能になったのであります。このクレジットカードを利用した公金の支払いニーズは、2006年5月に公金クレジット収納推進研究会の行った利用者アンケートによれば、自動車税、水道料金、いずれに関しても5割がクレジットカードによる支払いを希望しているとのデータもあり、その主な理由は「クレジット払いだとマイレージやポイントなどの特典が利用可能だから」「支払い時期を忘れずに確実に納付できそうだから」「窓口に振り込みに行くよりも簡単そうだから」などが挙げられているのであります。

このことから、収納環境の改善、未収金回収の徹底には、クレジットカードでの納入を導入し、多様化するニーズにこたえていくべきと考えるが、いかがでしょうか。また、導入する際の問題点を伺うものであります。

最後に、AED（自動体外式除細動器）の設置促進についてであります。これまで医師、看護師、救急救命士などにしか許可されていなかったAEDの使用が、2004年7月より一般市民にも認められるようになり、その後、人の集まる民間、公的施設に設置促進され、また救急救命講習の中でもAEDの使用方法がカリキュラムに含まれ、効果及び成果も全国的に認知されてまいりました。

多賀城市においても、塩釜地区消防事務組合においても普及促進を図っていただき、重立った公的施設には既に設置されており、教育施設も市内全中学校には設置済みではありますが、まだ小学校には未設置の状態であります。2006年5月より、8歳未満25キロ以下の小児のAEDの使用制限がなくなっており、また小児用電極パッドが認可され、1歳以上であるならパッドを交換するだけで使用が可能となったのであります。しかし、小児に対しては、大人用のAEDではエネルギーが大き過ぎたりパッドの位置が違っていたり、また大人に対しては小児用ではエネルギーが小さ過ぎるのであります。そして、災害時には避難所ともなる学校施設でもあり、学校開放も進んでいることから、市民の生命を守るためにも市内全小学校にも、保育所、児童館への設置促進も急務と考えるのであります。また、小児用AEDの解禁から小児用AEDの各施設への導入も図っていただきたいと願いますが、当局の対応を伺うものであります。

以上、3点について、私の最初の質問とさせていただきます。御答弁、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森 長一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

実質公債費比率が平成18年度において18.3%となりましたことは、先日の決算の審議において御説明したとおりでございます。

御承知のとおり、実質公債費比率は、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、公営企業や一部事務組合、第三セクター等の公債費に対する繰出金や負担金を含めた実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合をあらわす比率でございます。

本市の実質公債費比率が上昇しているのは、一般会計の公債費償還のピークが平成20年度に到来するため、公債費償還が増加傾向にあること、下水道事業会計や一部事務組合における公債費償還のピークも平成19年度に到来するため、公債費相当の繰出金や負担金も増加傾向にあることが大きな要因となっております。

御指摘のとおり、実質公債費比率が18%を超えますと、地方債の発行には県知事の許可が必要となり、25%を超えますと一般単独事業などの起債が制限されることとなります。今回、実質公債費比率が18%を超えたことから、地方債の発行には県知事の許可が必要になるものでありますが、地方債の発行が制限される比率までには至っておりません。

今後の見通しでございますが、一般会計の公債費償還のピークである平成20年度までは公債費負担が増加することから、単年度の数値は19%台の前半になる見込みでございますが、平成21年度以降は公債費負担が改善されるため、単年度の数値は17%を下回るものと見込んでおります。しかし、実質公債費比率は3カ年の平均値となっておりますので、実際の指標が18%を下回るのは平成23年度以降になるものと見込んでおります。

本市では、将来への負担を縮減するため、プライマリーバランスの保持に努めておりますが、今後とも事務事業の見直しや重点化を図りながら、地方債の発行を抑制するとともに、政府資金等の高金利地方債に対する補償金なしの繰上償還制度等の活用を検討するなど公債費負担の軽減を図り、財政の健全化に努めてまいります。

次に、御質問のクレジットカードでの納付につきましては、納税者が納入しやすい環境を整える上での一つの方法と考えます。導入する際の問題点として、受け入れシステムを構築しなければならないということがございます。また、クレジットの手数料は納付額の1%なので、納付額が高額な場合、本市が負担する手数料が高額になるため、税負担の公平性が損なわれるという考え方もあります。さらに、ほかの問題点として、納付された公金が本市に入金されるまで、最長1カ月程度必要になることがある点が考えられます。クレジット納付を検討した自治体では、手数料が高額なため実施を見送った自治体、低額な手数料負担で済む軽自動車税のみ実施した自治体、税金や手数料などの公共料金も含め実施した自治体があり、これらを踏まえ関係法令を精査し収納率の向上に向けて研究してまいりたいと思います。

なお、AED の設置促進については、教育長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3 点目の AED の設置促進につきましては、私の方から御回答を申し上げます。

このことにつきましては、平成 15 年第 4 回定例会及び平成 17 年第 1 回定例会で、森議員から一般質問をいただいているところでございます。

AED の配置につきましては、平成 17 年度から市役所、文化センター、生涯学習支援センター、図書館、地区公民館、市内 4 中学校及び指定管理委託をしております総合体育館、市民プール、テニスコートについて順次設置してまいった次第であります。また、AED の操作につきましては、多賀城消防署の指導を受けまして、普通救命講習を毎年実施いたしております。

市内小学校への設置促進につきましては、子供の心停止が起こる頻度は成人より非常に少ないと言われておりますが、できるだけ早期に設置できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（阿部五一）

森議員。

○8 番（森 長一郎議員）

まず 1 点目、実質公債費比率なんですけれども、決算委員会の中でも十分質疑がなされ、この公債費についてのとらえ方は理解するところであります。

今回一般質問させていただいたのは、実は新聞に載った後、市民の不安は大きいんだろうなと思ひまして、公の場で市民にどういう形でこの内容を知っていただくかというふうなことで、今、市長の答弁に関しましては多分、まずいち早く市民に安心感と言っては変なんですけれども、なるほどその内容としてはわかったと。要は、平成 23 年度以降は安定してくるというふうなことが理解していただけたのではないかなというふうに思います。

ただ、この実質公債費比率につきましては、下水道等の繰り出しが大きな要因にもなっているというふうなこと、この辺のところもどこが改善のポイントなんだろうかと考えた場合には、第三セクター等への繰り出し、これが大きな要因となっているということがその要因の大きなところではないかなと。これも、当局ないし我々も考えていかなければいけないところかなというふうに理解しております。

2 番目のクレジットカードについてはさまざまな問題点、私も理解するところあります。手数料が高い、それから決済が 1 カ月後になる。ただ、メリットが、100%の回収が見込めるのではないかなというところもあります。

そういうところで、これを前向きに、そうですね、1 と 2 に関しましては、クレジットカードについて市長にお伺いします。これ、前向きに考える、検討するというふうなお答えだ

ったんですけれども、多分自動車税、軽自動車税に関してはメリットも結構大きいのではないかなというふうに思います。その辺でいま一度御答弁をお願いします。

それから、三つ目のAEDの設置促進について。多分、財政的なところが大きな問題になるのかなというふうに思います。安くなったとはいえ、そんなに安価なものではないというようなところで、たまたま相馬市が、これ新聞の記事だったんですけれども、プールで小学校1年生の男の子が亡くなった事故を受けまして、これが16校に1台ずつ配備して、これリースの契約を結んだというふうな記事が載っていました。ということで、いかに速やかに早急に、なかなか、この学校に入ってこの学校に入らないというような部分では、均衡がなかなかとれない難しさはあるかもしれません。そこをかんがみて、とりあえず今、なるべく早く設置をするというふうなことでその方法論、どうすれば財政負担が少なく早く設置ができるんだろうか、その辺のところその内容も把握していただければなど。

たまたまAEDの活用について改めて、それも新聞の記事なんですけれども、ここで、効果については非常に的確であるというふうなことでちょっと読み上げてみます。

2006年に病気や交通事故などで心臓や呼吸がとまって倒れた患者の応急手当てに一般市民が自動体外式除細動器を活用したケースは254件で、前年の3倍以上に急増したことが消防庁のまとめで7日わかったと。このうち、心筋梗塞など心臓病の手当てに使われたのは140件で、救急搬送された患者の1カ月後の生存率は32.1%、AEDを使用しなかった場合の8.3%に比べて効果の高さが実証されたとあります。

そういうことで、確実に、AED、的確に使われれば本当に効果が上がる。ましてや、小児用のAEDが認可になったということも受けて、なるべく早急に、財政面やなんかはリース等も考えていただいて早く導入していただきたいと思います。

そういうことで、二つ目のクレジットカードについて、簡単で結構ですので御答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問でございますけれども、いろいろな自治体で導入しているところもあるし、法令等もいろいろ精査した上で収納率の向上に向けて十二分に検討して、それから結論を出したいということですので御了解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

森議員。

○8番（森 長一郎議員）

なかなか、メリットとしては生かせるところ、それからデメリットも必ずついて回るころもあると思うんですけれども、さまざまなデータを集められてぜひ検討されるように、全部とは申しませんので、公共料金もすべてとは申しません。メリットがあるものだけでも結構ですから、収納率アップに、また収納環境の改善によろしくどうぞお願いします。以上でございます。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員の登壇を許します。深谷議員。

(3 番 深谷晃祐議員登壇)

○3 番 (深谷晃祐議員)

皆さん、こんにちは。

さきの地方統一選挙において、多賀城市民の皆様より重みのある一票をいただきまして、深谷晃祐を市議会という市民の声を直接伝えられる貴重な場所にお送りいただきましたことを、この場をおかりして御礼と感謝申し上げます。

私からの一般質問は、通告どおり 2 点でございます。

まず 1 点目でございますが、多賀城駅周辺土地区画整理事業についてでございます。

多賀城駅周辺土地区画整理事業は、国、県、市の連携のもとに連続立体交差事業とともに進んでいることと思います。そして、平成 24 年までに必ず完成させなければいけない事業だとも思います。多賀城駅が多賀城の顔でありますように、多賀城駅周辺も今後の多賀城の行く末を左右する大切な場所だと私は思っております。

予算委員会におきまして、仮換地の現在の状況が約 70%だということは御答弁いただきましたので、今日までの多賀城駅周辺土地区画整理事業の進捗状況をお伺いいたします。予算委員会において当局に御答弁いただきました仮換地の指定状況でございますが、現在は約 70%が仮換地済みで、残りの約 30%が未指定の状況にあるとお伺いしましたが、今後の仮換地指定の予定とそれに当たる当局の姿勢についてお伺いいたします。

区画整理事業では、移転実施計画の中で関係利権者の十分な理解と協力が必要だと思われます。今日まで、周辺利権者の周知や理解と協力が当局では誠心誠意努めてきたのでしょうか。

また、仮換地未指定の約 30%についてですが、今後少なくとも工事完了前までに残りの仮換地指定が済んでいなければ、工事が中断することが懸念され、連続立体交差事業にも影響が出ると思われます。仮換地指定が 100%終わらなければ工事に支障が出ることは、目に見えておりますが、仮換地未指定の約 30%についての今後の実施計画についてお伺いいたします。

続きまして、2 点目のあいさつ運動についての質問でございますが、新しい時代に対応するためにも、まずは人としての原点、「当たり前を当たり前にするようにしましょう」ということです。あいさつとは、人が当たり前にならなければならない当たりの原点です。世の宝である子供の教育はあいさつから、地域の安全・安心もあいさつから、地域福祉もあいさつから、コミュニケーションもあいさつから始まります。おはよう・こんにちは・さようなら・お元気ですか・お疲れさま・ありがとう・失礼します、あいさつは人間社会のコミュニケーションの基本中の基本です。

家庭で、学校で、職場で、地域社会で、人に会ったら、人と接したら必ずあいさつをしましょう。あいさつをされたら必ずこたえましょう。そして、子供たちの元気なあいさつを褒めてあげましょう。あいさつは、明るく安心な地域社会をつくります。社会の変革は、一人ひとりの小さな実践から始まります。そういう思いでこのあいさつをあいさつ運動に振興していただきたく質問させていただきます。

まず初めに、市長はあいさつについて単純にどのようにお考えでしょうか。市長の率直な御意見をお伺いいたします。

あいさつとは、モラルの原点です。昨今、政治と金の問題、年金問題、各種公共料金の未払い・滞納など、人としてのモラルの問題が山積しております。あいさつ運動とは、人が当たり前に行わなければいけない行為は当たり前に行いましょうということ、初めの第一歩だと思えます。地域と行政、イコール市民協働です。当然ですが、市役所とは市民の皆さんのためにある場所です。当局の職員の皆様も市民の皆さんに愛される、今よりももっと信頼される市役所になるためには、まず職員の皆様のあいさつから始まると思えます。

私見ですが、庁舎の1階は人の出入りが多いために、すれ違いざまや通りがかりに、職員の方と市民の方とのあいさつが聞こえてまいります。しかし、本当に用事がある人しか行かない2階以上は余りあいさつが聞こえてこない傾向にあると思えます。しかし、庁舎は市民の皆様のためにあるわけですから、何階に行ってもあいさつが聞こえてくるのが当たり前だと思えますが、聞こえてきません。

市長の訴える市民協働とは、市民と行政が一体となり、地方自治を進めていくというふうには私は理解しております。ですので、例えば毎月1日をあいさつの日にするとか、例えば4月をあいさつ強化月間に指定しイベントや運動をするなどといった当局の姿勢を見せることで市民協働の促進を図ることができると思えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

そして、学校教育であいさつの大切さを学ばせてほしいということですが、今、現時点でも、学んでもらっているとは思いますが、子供たちにあいさつのできる環境をつくっていくのも我々大人の使命だと思えます。しかし、今の世の中はとても物騒ですから、知らない人に声をかけられても返事をしてはいけないという教えが大半だと思えます。しかし、子供たちが本当に困っているときに手を差し伸べるのも、子供たちからすれば知らない人だと思えます。昔は、あそこの駄菓子屋のおんちゃん、肉屋のおばちゃんなど、気づかないうちに「お帰り」「行ってらっしゃい」などのあいさつが交わされて顔見知りになっていた記憶がありますが、今の子供たちの環境にはそのような場所は少ないと思われれます。例を挙げれば、私が朝に泣いている子供に優しく話しかけたところ、防犯ブザーを鳴らされてしまいました。子供たちは、善意なのか悪意なのかの判断に困っています。子供たちにあいさつのできる大切さを教えることにより、いい悪いの判断、そして子供たちの活気あふれるあいさつを通してのコミュニティーが形成されていくと思えます。

学校とは、勉強はもちろんですが、社会という広い世界に出たときに、コミュニケーションのとり方を教える場所でもあると思えます。そのコミュニケーションの第一歩があいさつであると思えます。

そこで、学校教育の中でのあいさつの重要性をどのような形で子供たちに教育しているのかお伺いいたします。

そして、安全・安心もあいさつからです。防犯という意味でも、あいさつは非常に有効です。地域であいさつを推進することにより、その地域の連携が図れると思えます。そして、高齢化社会が今まさに始まっております。地域で助け合いの心が大切になってきます。

前文でも述べたように、コミュニケーションの最初の第一歩はあいさつです。事例ですが、神奈川県ではあいさつによる声かけ運動を教育や防犯の観点から取り組んでおりました。その結果、犯罪の認知件数が14万2,920件で、これはことしの数字なんですけれども、前年よりも約4万件減りました。そして、検挙件数においても年々ふえ続けております。このような先進の事例もございませぬ。市長の施政方針にもあります市民協働のまちづくり、大賛成でございませぬ。隣に住んでいる人がどんな人かもわからない、それでは地域の支え合いもへったくれもありません。自分もいつかは支えられる側の人間になるはずで、市民同士が支え合い、助け合うのが市民協働であると思えます。

あいさつとは、安全・安心を推進する上での基礎だと思えます。

また、大型観光キャンペーンであります仙台・宮城デスティネーションキャンペーンのブレキャンペーンが来年の今ごろには始まっております。多賀城市の情緒あふれる歴史ロマンを宣伝できる最高のステージが用意されているわけであります。

そこで、最近、私はある JR の駅長さんのお話をお伺いする機会がございました。その中の一つに、観光地に来るお客様は、その地元の温かみやおもてなしに感動して 2 度目の観光に訪れるそうです。その感動とは、あいさつから始まるおもてなしの心だそうです。すべてがそうだとは言っておりませんでした。やはり都会から癒しを求めて観光に来られる方々を温かく迎え入れる一番最初の行動が「こんにちは」や「いらっしゃい」などのあいさつだということです。私も含めて、多賀城の市民の皆さんは「多賀城が観光地になんて」などと思っているかと思えます。しかし、住民の皆さんの協力なくしてはキャンペーンの成功はなし得ないと思えます。

菊地市長が所信表明でおっしゃられた、市民一人ひとりがよりよいまちの姿を考え、主体的に行動できる市民主役の市政運営の構築、この言葉に尽きると思えます。その市民性を高めるためにも、市民協働であいさつ運動を進めることは、とても有意義なことと考えております。あいさつ運動を推進することで、メリットはあってもデメリットは一つもありません。早急に取り組んでいただきたいのですが、市長のお考えをお伺いいたします。私からの質問は以上です。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷晃祐議員の質問にお答え申し上げます。

最初に、初めての一般質問、堂々として元気よくはきはきと、さすが若さあふれる……、すばらしいなと感動いたしました。

それでは、御質問にお答え申し上げます。

多賀城駅周辺土地区画整理事業につきましては、平成 18 年 7 月 12 日付で 4 回目の変更を行った事業計画に基づき鋭意進めております。土地区画整理事業の進捗状況につきましては、平成 18 年度末現在の事業費ベースで 77.6%となっております。また、仮換地指定の状況につきましては、整理後の総宅地面積約 4 万 9,400 平米のうち 72%に当たる 3 万 5,790 平米について仮換地指定をしております。残る 28%に当たる 1 万 3,610 平米の仮換地未指定地、JR 東日本の鉄道敷、それから民有地の一部、市有地の一部につきましては、事業の進捗状況に合わせて順次してまいる所存でございますが、特に民有地につきましては、平成 20 年度以降の早い時期の仮換地指定に向け、今後とも誠心誠意対応してまいります。

次に、あいさつ運動についてでございますけれども、あいさつは出会いの第一歩だと思っております。あいさつを交わすことにより、相手と自分の心の距離を縮め、お互いの理解を深めることができるようになるものです。先ほど深谷議員が、モラルの原点と言われたものでございますけれども、そのとおりだというふうに思えます。

市民生活においても、地域の方とあいさつを交わすことにより、自分の住む地域に深い愛着を抱くことができるようになるのではないのでしょうか。地域への愛着は、やがては大きな地域力となり、市民と行政との協働によるまちづくりにつながっていくものと思っております。

振り返れば、今から 20 年前、30 年前は、特にあいさつ運動の推進がなくても、ごく普通にあいさつが交わされていたのではないかと思います。犯罪もなく、地域のコミュニケーションも十分とれていた時代だったと感じております。高度経済成長を経て少子化、高齢化の時代となり、地域、家庭のありようが大きく変化してまいりました。人と人とのつながりが希薄となり、子供が犯罪に巻き込まれる、ひとり暮らしの高齢者の孤独死などのケースもニュースとなっております。

さて、あいさつ運動は、犯罪抑止、青少年健全育成、地域コミュニティーの再生等の観点から、本市におきましては今後策定を予定しております（仮称）安全・安心まちづくり基本計画の中にあいさつ運動を位置づけてまいりたいと考えております。

なお、市職員のあいさつに対する取り組みにつきましては、改めて認識し、日常的に実践していくことが重要であると考えております。先ほども深谷議員から提案がございましたけれども、月に 1 回か週 1 回、あいさつの日ということで、それもちょっと考えてみたいなというふうに思った次第でございます。「隗より始めよ」ということもございますので、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。

それから、教育現場におけるあいさつに対する取り組みにつきましては、児童生徒の社会性を育成するため、コミュニケーション能力や他の人とかかわる力の向上に重点を置いた取り組みを行っているとのことでございます。私も、朝、市役所まで、自宅から約 25 分ぐらい毎日のように歩いてくるわけでございますけれども、改めてあいさつの重要性というものを認識させていただいて、深谷議員から触発されまして、小学生、中学生にもぜひ「おはよう」ということで言葉をかけていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（阿部五一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

御答弁、ありがとうございます。

まず、駅前の答弁なんですけれども、多賀城市にとってとても大きな事業であることは、予算を含めまして改めて認識させていただきました。今後は、約 30%ある仮換地未指定の場所についても、関係利権者の十分な理解と協力を求めながら平成 24 年にはすばらしい多賀城の駅前になるように誠心誠意努力していただきたいと思っております。

さらに、一つ要望させていただきたいと思っております。何と申しましても多賀城駅をおりれば白いあの大きな建物がそびえ立っているわけでありましてけれども、この課題については過去の一般質問で阿部五一議長が公共施設と商業施設の複合施設として再生を図ることができないかとの提案型の一般質問をされております。その旧長崎屋についても、今現時点で取り組んでいるとは思いますが、今後さらなる進展を望むものであります。

そして、私からも公共と商業の複合ということで一つ御提案があります。多賀城市の図書館が狭いという声が市民の皆様より日ごろ聞こえてまいりますので、ぜひとも今よりも利便性のよい図書館を入れていただきたいという願いをお伝えしておきます。

あいさつ運動についてなんですけれども、市長から、触発されたというお言葉をいただきまして、触発できてよかったなという思いでいっぱいなんですけれども、あいさつというものは本当に人としての基本の行為で、子供たちが学校を開放するけれども、知らない人は入ってこないんでしょうけれども、子供たち、登校、あいさつを通しての触れ合いというものは、例えば高齢化社会の中でおじいさん、おばあさんたちが元気をもらえるようなこともあるかもしれないので、そうすると市長の四つのコンセプトにあります感動とか快適な空間、そういうことにすべて始まってつながっていくのではないかと思いますので、ぜひともあいさつ強化月間等、あとは月に1日でも2日でもあいさつの日というものを設けてあいさつ運動ということを推進していただけることをお願いいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（11 番 佐藤恵子議員登壇）

○11 番（佐藤恵子議員）

私の質問は、2 問でございます。

まず 1 問目は、来年 4 月から実施される後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

この制度は、御承知のように、75 歳以上の方を、これまでの医療保険から切り離して新しい保険制度をつくり、75 歳以上の高齢者全員から新たに保険料を、亡くなるまで徴収するという制度でございます。しかも、保険料は、介護保険料と同じように原則年金から天引きされる仕組みになっております。また、対象外とされていた資格証明書の発行や高齢者に対する医療の制限、保険料の自動的な値上げなど多くの問題点が指摘されており、今この制度の全面見直し凍結を求める声が急激に大きくなっております。

市内の高齢者の方々からは、この制度の導入に大きな不安の声が出されております。私がお話を聞いた方でございますが、80 歳の男性の方ですけれども、みずから無年金者だと、若いときにあちこち出稼ぎで一生懸命働いたんだけれども、年金には入っていなかったと。今まで子供の扶養になっていたけれども、保険料がそうなってくると払えなくなる。しかし、子供に保険料を出してくれとは言えない、困っているというお話を訴えられました。こうした方がたくさんおられるのではないのでしょうか。

そこで、まずお伺いいたします。一つ目に後期高齢者医療制度の加入対象者は、多賀城市で何人になるのでしょうか。また、市民への周知徹底についてですが、肝心の 75 歳以上の方々への周知が不十分ではないかと私は感じておりますけれどもいかがでしょうか、お聞きいたします。

二つ目に、保険料の新たな負担の問題であります。先ほど申し上げましたように、75 歳以上であれば、子供たちに扶養されていた方が保険料を新たに負担することになります。

政府が示している平均厚生老齢年金受給者の場合の保険料は月額 6,200 円で、年間 7 万 4,000 円になり、2 カ月ごとに介護保険料と合わせて 2 万円以上が年金から天引きされることになります。これまで扶養家族となっていたために、保険料がゼロの方には激変緩和措置として 2 年間は半減になる措置がとられることになっていきますけれども、新たな負担が生じることに変わりはありません。

保険料は11月に決定されますが、東京都では、政府の試算の2倍の年15万5,000円の保険料となる試算が出され、このままでは高齢者は大変な負担になってしまうという悲鳴が上がっております。宮城県の保険料の試算はどうなっているのでしょうか。

いずれにしても、こうした保険料の新たな負担から高齢者の生活を守るために保険料の負担は、高齢者の収入や生活実態に即したものにしていけることが求められています。また、広域連合及び各自治体も独自に減免制度をつくっていくことが必要なことと考えますが、いかがでしょうか。

保険料の引き下げについては、国は後期高齢者医療保険制度で負担率が決定されている国庫負担金、調整交付金、都道府県負担金、市町村負担金、後期高齢者支援金以外の収入、法定外収入を確保することによって、均等割の保険料、所得割の保険料を引き下げることができるとしています。現行の広域連合の財政の仕組みでは、広域連合だけで法定外収入を確保する権限がないようであります。広域連合と県、市町村が協議をして、広域連合に補助金を出すということにすれば、保険料引き下げの財源を確保することができます。保険料の減免についても同様の措置をとれば可能でございます。

また、制度の枠以外での保険料負担の軽減については、県、市町村が個別・独自に保険料負担を軽減するための補助金を被保険者に出すことは当然できるとされています。ぜひ、広域連合に対してこうした方向で保険料の引き下げ、減免を実現するよう、市として広域連合に働きかけていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、後期高齢者医療資格証明書の問題であります。

現行制度では、保健医療が不可欠な75歳以上高齢者は、資格証明書発行の対象から外されていますが、これは当然のことです。ところが、後期高齢者医療制度では、保険料を1年6カ月滞納すれば保険証が取り上げられてしまいます。年額18万円にもならない年金の人が保険料を毎月払うのは本当に大変なことではないでしょうか。しかも、高齢者の約86%の方々が1カ月の間に1回は医療機関にかかっている、そういう状況がございます。保険証の取り上げは、文字どおり高齢者の命取りになる危険があり、資格証明書の発行は絶対にあってはならないこととあります。資格証明書を発行させないよう広域連合に求めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、保険証で診てもらう医療機関をかかりつけ医だけに限定することや、ほかの医療保険と別建てにして、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を名目にして診療報酬の引き下げや高齢者が受けられる医療に制限を設ける方向が出されていることですが、その中で高齢者の健康診断について診断項目を減らすなど、従来の健康診断の中身が大きく後退する懸念が生じております。高齢者こそ保健予防が大切であります。今までどおりの内容で健康診断を受けられるように、市として働きかけるよう求めるものでございます。

5点目に、後期高齢者の意見を反映する制度への改善でございます。

現行の広域連合制度では、当事者である後期高齢者の意見が直接反映できない仕組みになっています。厚労省も何らかの方策が必要と認めております。後期高齢者の意見を反映する何らかの制度的保障をつくる、これも市として要請していくようお願いを申し上げます。

来年4月から、後期高齢者医療制度の導入とともに71歳から74歳の病院の窓口負担を現行1割から2割に引き上げることが決まっております。こうしたお年寄りの命と健康をないがしろにする政治に今、大きな批判の声が広がっており、私どもは高齢者の医療費負担増の中止・撤回と、後期高齢者医療制度の全面見直しを主張してまいりました。

昨日、福田新内閣が発足いたしましたけれども、福田新首相は総裁選の中で来年4月から実施予定の高齢者医療費負担増の凍結の検討を打ち出しました。世論の反発の中で、政府・与党自身が見直しをせざるを得ない状況にもなっていると思います。県内でも今開かれている9月議会で名取市や白石市、柴田町などで後期高齢者医療制度の抜本的改善を求める請願書が採択されてございます。梅原市長が宮城県後期高齢者医療広域連合長を務めている仙台市の9月議会では、日本共産党の議員の質問に答えて、市当局は国に必要な支援を求めていくと表明しております。多賀城市においても、国に対して抜本的な支援と制度の改善を求めていくべきと考えますが、市長の御答弁をお願いいたします。

質問の2問目は、何回かお尋ねしているごみ袋の形状変更についてでございます。

昨年、第4回定例会で質問したときに、市長は御自分の体験も踏まえながら、結びやすい形にもっていく必要もあるのではないかと、管理者でもあるので、状況を見ながら検討したいとお答えになりました。この間の検討の進捗状況をお尋ねいたします。以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、御承知のとおり高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定に基づき、実施機関として宮城県内の全市町村が加入する特別地方公共団体である宮城県後期高齢者医療広域連合が本年の2月8日に設立されました。7月27日には、広域連合による初めての議会が開催され、後期高齢者医療制度に関する審議が行われております。

今回の御質問は、後期高齢者医療の実施機関である広域連合が回答すべき内容がほとんどですので、広域連合に問い合わせた結果をお伝えすることが答弁となりますことを御理解願いたいと思います。

第1点目の対象者は何人かという御質問ですが、当市の後期高齢者医療制度の対象者数は約4,800名を見込んでおります。

制度について加入者への説明はどのようになっているかという御質問ですが、広域連合では本年7月に制度の概要説明チラシを市内全世帯へ配布しており、さらに今後は制度の詳細説明パンフレット等を3回程度発行する予定とのことでございます。

なお、当市でも「広報たがじょう」への掲載やホームページに広域連合と互換性を持たせるなどの広報活動を実施してまいりたいと考えております。

第2点目の高齢者の生活実態に即した保険料にすることという御質問ですが、保険料率の設定については、高齢者医療確保法第104条の規定により2カ年の財政期間において収支が均衡するよう設定することとなっておりますことから、この趣旨にのっとり設定する予定であるとのことでございます。

広域連合独自の減免制度をつくられたいという御質問ですが、制度設計上、財源の裏づけのない独自の保険料減免制度を設置することは困難であるとのことでございます。

第3点目の資格証明書の発行は中止されたいという御質問ですが、保険料を1年以上滞納した方を対象として、保険料の滞納の状況や市町村の納付相談への対応状況等を勘案し、資格証明書を発行する予定であるとのことでございます。資格証明書の交付は、被保険者の方への接触機会の確保を目的として行うものであり、またその発行に当たっては徴収を担当する市町村と十分協議する旨の意向が広域連合から示されております。

第4点目の健康診断は従来どおり受けられるようにされたいという御質問ですが、後期高齢者の健診事業は高齢者の医療の確保に関する法律により努力義務とされているところですが、広域連合は高齢者の健康保持を図る観点から健診事業の実施は重要であると認識している旨を表明しており、現在、健診事業のあり方について各市町村と協議が行われております。

現段階で、広域連合では健診事業を市町村にゆだねたい旨の意向を示しており、その場合は当市としましても前向きに検討しなければならないと思っております。

第5点目の制度について高齢者も意見が述べられる仕組みをつくらたいという御質問ですが、広域連合としてはその事業運営に当たり、高齢者を初めとした県民の方々の意見を聞くことは重要なことととらえており、関係者や関係団体からの意見聴取、さらにはパブリックコメントの実施など、効果的な方法を検討しているとのことでした。

したがって、御指摘のような仕組みがつけられるものと思われま

次に、ごみ袋の形状変更についてでございますけれども、現在のごみ袋はコスト削減及び住民の利便性を考慮し、1市3町の共通指定袋としてきたという経緯がございます。そのため、形状の変更を行うには、それぞれの市町において共通認識の上で進めていく必要がございます。昨年12月議会で御質問に対し、前向きに検討する旨の回答をしておりますが、現在、ごみ袋の形を口が結べる形状のもの、いわゆるスーパーのレジ袋と同じ形状のものを各市町の指定ごみ袋に追加できないか、1市3町で協議を進めているところでございます。

ごみ分別収集に当たっては、市民の方々の協力は欠かすことができないものです。毎日の生活の中で利用するものがより使いやすいものであることは大切なことと認識しておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部五一）

佐藤議員。

○11番（佐藤恵子議員）

周知徹底のところなんですけれども、広域連合主導で周知徹底をするというようなお答えだったように思うんですが、市4,800名の対象の人たちに、果たして3回パンフレットをこれから出すことも含めて、それで本当に周知できるのだろうかというような気がするんです。介護保険のときには、地域にいっぱい出向いていってお話をし、そして何とか理解を深めていただいたということをしたわけなんですけれども、市独自としてはそういうことも含めて、本当に、安くない保険料をいただくことになる中で、そういう努力も必要なのではないかというふうに思いますが、全部広域連合任せでいいのですかという再質問です。それにお答えください。

それから、減免なんですけれども、今の財政の仕組みでは法定外の収入を確保する権限がないということです。しかし、さっき第1回目の質問でも言いましたけれども、広域連合と県、市町村が協議をして話し合いがつけば補助金を出すということもできるという枠もあるので、これはちゃんと広域連合の保険料の引き下げと減免についてということで、私

どもの小池参議院議員が問い合わせた回答の中に入っております。そういうことも含めて、保険者の負担を軽くするという努力をぜひしていただきたいと思います。広域連合でできなければ、市としても本当に、お年寄りに対する部分での手当てということも頭の中に入れて進めていかないと大変悲惨なことになるのではないかとこのように、私は考えております。この点についても、再度御答弁をお願いいたします。

それから、健康診断は引き続き市町村にゆだねるという形ではありますが、充実していくということで承りました。

それから、高齢者も参加するような制度への改善ということでも一定の前進があるようでもありますので、評価したいと思います。

ごみ袋なんですけど、今、1市3町で協議中だということですが、市長の頭の中では大体いつごろにしたいなと思われるか、わかれば御返事を……。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の質問でございますけれども、3回ぐらいパンフレットを出して周知徹底できるかという御質問でございますけれども、私、答弁したように、「広報たがじょう」への掲載、それからホームページでの広報活動等やらせていただきたいというふうに思っております。

それから、第2番目は保健福祉部長の方から答えていただきたいと思います。

それと、ごみ袋の件は、スーパーのレジ袋と同じ形状のものということでございますけれども、今度、東部衛生処理組合の議会が開催されるわけございまして、そのときにでもちょっと皆さん方と御相談申し上げたいなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

減免の関係をちょっとお答えいたします。

佐藤議員さんもおわかりだと思いますけれども、後期高齢者医療に係る賦課権限がないことから、市町村独自の保険料減免制度の創設はできないということです。これをやるとすれば、全県下の市町村の合意のもとでやらなければいけないということでございますので、それは各市町村から出られております議員さんもいらっしゃいますし、あと首長さんの調整等で諮らなければいけないということでございますので、今の段階では減免制度の創設はできないものと思っております。

○議長（阿部五一）

佐藤議員。

○11番（佐藤恵子議員）

今の部長の説明で、当議会でも森 長一郎議員が広域連合の議員として御出席なさっています。ぜひ、この中身をしっかりと勉強していただいて、広域連合の中で反映させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一つです。周知徹底のところ、広報にもホームページにもと言いましたけれども、75歳以上の方がどのくらいホームページを見るか、あるいは広報にどのくらい目を通すかという点で甚だ疑問に感じます。家族の人がいれば、広報を見て、「お父さん、これだよ」というようなこともあるかと思えますけれども、高齢者同士の御家庭とか、あるいはひとり暮らしの御家庭とかでどういうふうにわかっていただくのかということは、きちんとしていかないと本当に大変なことになると思います。これはぜひ、もう一回御答弁をいただきたいと思えます。

それから、ごみの袋の件なんですが、管理者の力を存分に発揮していただいて、ぜひ急いで袋の形状の形を変えていただくよう、これは要望して終わります。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

周知徹底に関することでございますけれども、多分、議員さんのおたくにもこれ、1回目行っていると思えます。全県下各家庭全部に配られております。こういう形になるか、また新たにもっと細かいことが記載されたものが、これから3回ぐらい発行するというところでございます。

それから、多賀城市としてもただいま市長もお話ししたように「広報たがじょう」、それからホームページ、それから該当者に対しては個人別に御通知を差し上げるという予定にしております。保険料の決定も11月ごろになりますので、そのときに各該当者には詳細のことは伝わると思えますので。その前までには何回か、連合で計画しており、3回ほどはその前に周知をするためのチラシ等をつくると思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時05分 延会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月26日

議長 阿部 五一

署名議員 吉田 瑞生

同 相澤 耀司